

岩手県立緑化センターの管理運営に係る平成30年度協定書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立緑化センターの管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）の実施について、平成30年3月●日に締結した「岩手県立緑化センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、平成30年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、乙に対して管理運営に係る指定管理料 8,818,000円（うち消費税額及び地方消費税額 653,185円）を支払うものとする。

2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲、乙協議のうえ、指定管理料の額を変更することができる。

（協議）

第3条 この年度協定に関し疑義が生じたとき又はこの年度協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也

乙 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇